

文教委員会資料①

2 所管事務の調査（報告）

(2) 「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」の制定におけるパブリックコメント手続の実施について

資料1 「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」案の概要について

資料2 「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」の制定におけるパブリックコメント手続の実施について

こども未来局

(平成29年11月9日)

「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」案の概要について

1 国の第7次地方分権一括法による都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

(1) 権限移譲に関する国の法整備の流れ

- ①平成28年12月20日 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 閣議決定
提案募集方式(地方の発意)を活用し、地方からの提案に対する対応方針を決定
- ②平成29年4月26日 第7次地方分権一括法 公布
(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)
都道府県から政令指定都市等への事務・権限の移譲等に係る関係法令の整備
- ③平成30年4月1日 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)の一部改正 施行

幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限を都道府県から政令指定都市に移譲

類型	説明	法的性格	設置主体	認可・認定
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校かつ児童福祉施設 学校(認定こども園法) 児童福祉施設(児童福祉法)	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	都道府県 政令指定都市 中核市 (権限移譲済)
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校(学校教育法) + 保育所機能	国・自治体 学校法人	【現行】 都道府県※ ↓ 【H30.4】 都道府県 政令指定都市 (権限移譲)
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉施設(児童福祉法) + 幼稚園機能	設置主体の制限なし。	
地方裁量型	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉法に基づく施設 (幼稚園機能+保育所機能)		

※本市において認定すべき事案が発生した場合には、事務処理の特例により神奈川県条例(認定こども園の要件を定める条例(平成18年神奈川県条例第65号))に基づき、市町村が認定事務を行うこととされている。

(2) 政令指定都市への権限移譲の内容

① 幼保連携型以外の認定こども園の認定権限等の移譲

権限	都道府県	政令指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○	○

② 認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理、報告の徴収等に係る事務・権限の移譲

権限	改正前	改正後
認定こども園の認定申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市※

※ 幼保連携型は政令指定都市・中核市に移譲済み、幼保連携型以外の認定こども園は①に伴い政令指定都市に移譲予定

◎ 県からの認定権限の移譲に対応するため、現行の県条例を基本として
「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」を制定(平成30年4月施行)

※ 幼保連携型認定こども園については、平成27年4月に
「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」を制定済み

3 条例制定に向けたスケジュール

- 平成29年11月 文教委員会(パブリックコメント手続実施報告)→意見募集(11/15~12/14)
- 12月 子ども・子育て会議(条例制定に係る報告)
- 平成30年2月 市議会に条例議案提案(パブリックコメント手続結果報告・提案説明・条例審査)

2 (仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例案の概要について

(1) 条例制定における本市の考え方

- ア 国の法令 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令 など
- イ 国の基準 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- ウ 条例の制定 認定こども園法第3条第2項 主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める。

【条例制定における本市の考え方】

- ① 国基準及び神奈川県の「認定こども園の要件を定める条例」との整合を図る(県条例：国基準に基づいている。)
- ② 保育所機能については、項目によっては本市保育所等の設備・運営基準(※)が国基準を上回っている場合があるため、本条例案においても同様の取り扱いとする。…「乳児室・ほふく室の面積」及び「開園日数・時間」が該当
※川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(2) 条例案の内容・考え方

内容	国基準の主な内容	条例案の考え方
①職員配置	◎ 年齢区分に応じた配置(常時2人以上) 0歳児:3人につき1人以上、1・2歳児:6人につき1人以上 3歳児:20人につき1人以上、4・5歳児:30人につき1人以上	国基準どおり
②学級の編制	◎ 学級の編制(1学級35人以下)及び学級担任の配置	
③職員資格	◎ 満3歳未満児の保育:保育士 ◎ 満3歳以上の教育及び保育:幼稚園教諭又は保育士 ◎ 学級担任:幼稚園教諭	
④園舎及び屋外遊戯場	◎ 園舎の面積 1学級:180㎡、2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ ◎ 屋外遊戯場 2学級以下:330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上:400+80×(学級数-3)㎡	
⑤保育室の面積等	◎ 2歳以上児:保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ◎ 0・1歳児:乳児室 1.65㎡/人、ほふく室 3.3㎡/人	
⑥食事の提供	◎ 園内調理を原則とする。 ◎ 満3歳以上の子どもについては衛生面、栄養面等について一定の要件を満たせば外部搬入が可能	国基準どおり
⑦教育及び保育の内容	◎ 教育及び保育の一体的な提供 ◎ 園児の集団生活の経験年数が異なること等への配慮 ◎ 教育・保育計画及び指導計画の作成 ◎ 施設、教材等について園児の年齢、利用時間等の違いへの配慮 ◎ 小学校における教育との連携	
⑧保育者の資質の向上等	◎ 子育て支援事業等、園児及び保護者支援の適切な実施に必要な知識の習得、その他の職員の資質の向上を図るための措置	
⑨子育て支援	◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の実施 ※地域の相互交流の場の提供、相談・情報提供の実施等	
⑩管理運営等	◎ 認定こども園の長の設置 ◎ 開園日数、開園時間等:地域の実情に応じて設定 ◎ 入園選考に係る基準の設定 ◎ 特別な配慮を要する子ども(障害児、児童虐待等)の受入への配慮	
⑪職員資格の特例	◎ 朝夕等の園児が少数となる時間帯の職員配置の特例 ◎ 小学校教諭、養護教諭等の活用に係る特例	国基準どおり

「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」 の制定におけるパブリックコメント手続の実施について

国の第7次地方分権一括法(平成29年4月26日公布)の制定により、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限が、平成30年4月をもって都道府県から政令指定都市へ移譲されることとなりました。

これを受けて、本市では、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の要件を定める条例案を検討しており、その骨子案についてとりまとめましたので、次の方法により、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成29年11月15日(水)から12月14日(木)まで

※郵送の場合:12月14日(木)当日必着

※持参の場合:12月14日(木)17時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階(かわさき情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)

※この他、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAXのいずれかにより、川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当までお寄せください。

- ◆ 電子メールは、川崎市ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」にアクセスし、「意見を募集している政策等」から専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名(条例名)」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 意見募集結果の公表時期

平成30年2月(予定)

5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-2493 FAX 044-200-3533

(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例案の概要

1 趣旨

平成29年4月26日付で公布された第7次地方分権一括法の成立により、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限が、平成30年4月をもって都道府県から政令指定都市へ移譲されることとなったため、本市において認定等の要件を定める条例案を検討しているものです。

2 制定する条例

「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」

3 国の基準と本市条例の関係

地方自治体は、国から示される基準をもとに、地方の実情に応じて個別の基準を条例で定めることとなります。また、国の基準には、その内容によって次のような条件が付されています。

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

なお、今回の条例制定に当たり、国から示されている基準はすべて「参酌すべき基準」となります。

4 本市における条例制定の考え方

基本的には、国から示されている基準に基づき、また、今回の法改正に伴い権限の移譲を受ける神奈川県との整合性を図るとともに、保育所等と共通する部分に関しては、本市の保育所等の基準と同様の水準とします。

5 施行期日

平成30年4月1日

川崎市認定こども園の要件を定める条例 骨子案

項目	国基準	本市基準の考え方										
職員配置	<p>◎1人の認定こども園の長を置き一体的な管理運営を行うこと。</p> <p>◎教育・保育に従事する者は、次の表のとおりとする。ただし、当該職員の数は常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="331 443 1043 689"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	国基準どおり。
園児の区分	員数											
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人											
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人											
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人											
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人											
学級の編制	<p>◎満3歳以上の子どもについては、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日4時間程度利用するもの。以下同じ。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日8時間程度利用するもの。以下同じ。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）を設け、共通利用時間については学級を編制し、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。</p> <p>◎1学級の園児数は、35人以下を原則とする。</p>	国基準どおり。										
職員資格	<p>◎満3歳に満たない子どもの保育に従事する職員は、保育士資格を有するものでなければならない。</p> <p>◎満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、併有しない場合においては、そのいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>◎学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定においては、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。</p> <p>◎満3歳以上の教育及び保育相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合は、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。</p>	国基準どおり。										

	<p>◎認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。</p>													
施設・設備	<p>◎幼稚園型認定こども園における、幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることを原則とする。建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合においては次の（１）及び（２）に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>（１）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>（２）子どもの移動時の安全が確保されていること。</p> <p>◎保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。</p> <p>◎満２歳に満たない子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。</p>	国基準どおり。												
園舎及び屋外遊技場	<p>◎園舎の面積は、学級数に応じ次の面積を合算した面積以上とする。 （満３歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室の面積がこの基準を満たす場合は、次の表に定める基準を満たすことを要しない。</p> <table border="1" data-bbox="411 1205 986 1350"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１学級</td> <td>１８０</td> </tr> <tr> <td>２学級以上</td> <td>３２０＋１００×（学級数－２）</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎屋外遊戯場の面積は、次の基準を満たすこと。（既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、次のいずれかの基準を満たすこと。）ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合は（１）の基準を、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合は（２）の基準を満たすときは（１）及び（２）の基準を満たすことを要しない。</p> <p>（１）満２歳以上の子ども１人につき３．３㎡以上</p> <p>（２）次に掲げるア及びイの面積を合算した面積</p> <p>ア 次の表に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="411 1787 986 1933"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>２学級以下</td> <td>３３０＋３０×（学級数－１）</td> </tr> <tr> <td>３学級以上</td> <td>４００＋８０×（学級数－３）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ３．３㎡に満２歳以上満３歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>◎保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋</p>	学級数	面積（㎡）	１学級	１８０	２学級以上	３２０＋１００×（学級数－２）	学級数	面積（㎡）	２学級以下	３３０＋３０×（学級数－１）	３学級以上	４００＋８０×（学級数－３）	国基準どおり。
学級数	面積（㎡）													
１学級	１８０													
２学級以上	３２０＋１００×（学級数－２）													
学級数	面積（㎡）													
２学級以下	３３０＋３０×（学級数－１）													
３学級以上	４００＋８０×（学級数－３）													

	<p>外遊戯場を次の（１）から（４）までに掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。</p> <p>（１）子どもが安全に利用できる場所であること</p> <p>（２）利用時間を日常的に確保できる場所であること</p> <p>（３）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること</p> <p>（４）上記に定める屋外遊戯場の面積基準を満たす場所であること。</p>	
保育室の面積等	<p>◎乳児室：満２歳未満児１人につき１．６５㎡</p> <p>◎ほふく室：満２歳未満児１人につき３．３㎡</p> <p>◎保育室又は遊戯室：満２歳以上児１人につき１．９８㎡</p> <p>◎満３歳以上の保育室又は遊戯室の面積について、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、園舎の面積が基準を満たす場合にはこの限りではない。</p>	<p>本市の保育所、幼保連携型認定こども園等においては、保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についてもこの考え方を踏まえ、次の基準とする。</p> <p>乳児室又はほふく室</p> <p>3. 3㎡×満２歳未満の園児の数</p> <p>その他の基準については国基準どおり</p>
調理室の特例	<p>◎幼稚園型認定こども園について、園内で調理する方法により行う子どもの数が２０人に満たない場合には調理室を備えないことができる。</p>	国基準どおり。
食事の提供	<p>◎原則、園内で調理する方法により行わなければならない。</p> <p>◎満３歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の（１）から（５）に掲げる要件を満たす場合には外部搬入が可能。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>（１）食事提供の責任が園にあり、管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</p> <p>（２）栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制が確保されていること。</p> <p>（３）受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>（４）子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与</p>	国基準どおり。

	<p>など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 子どもの発育及び発達の家庭に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	
教育及び保育の内容	◎教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくものであること等。	国基準どおり。
保育者の資質の向上等	◎教育及び保育の質の確保及び向上並びに子育て支援事業の充実を図るために必要なものについて、保育に従事する者（園の長を含む。）の資質向上等を図らなければならない等。	国基準どおり。
子育て支援	◎地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要なものについて実施されなければならない等。	国基準どおり。
管理運営等	<p>◎保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。</p> <p>◎開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の实情に応じて定めなければならない。</p> <p>◎自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行う体制を確保し、評価結果の公表並びに評価結果を通じた教育及び保育の質の向上に資する措置を行うこと。</p>	<p>本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情等をふまえ、認可保育所、幼保連携型認定こども園等と同様の基準とする。</p> <p>・1年の開園日は、<u>日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日</u>を原則とする。</p> <p>・1日の開園時間は、<u>原則11時間</u>とする。</p> <p>その他の基準については国基準どおり</p>
職員資格に関する特例	<p>◎朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、当分の間、認定こども園に置くものとされる職員1人に限り、指定都市にあっては、当該指定都市の「市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」を置くことができる。</p> <p>◎幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例 満3歳未満の園児の保育に従事する者及び満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないが、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p>	国基準どおり。

	<p>満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭又は保育士資格を有する者について、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>◎保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例</p> <p>1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における幼稚園の教諭免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、「市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者」をもって代えることができる。</p>	
--	---	--